1　平成26年9月8日　月曜日　官　報　（号外第200号）　（2分冊の1）

第明三治二十五種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔官庁報告〕

官庁事項

平成二十五年度における予算使用の状況（平成二十五年度出納整理期間を含む。）（内閣）　一
平成二十六年度第一・四半期予算使用の状況（同）　五
平成二十六年度第一・四半期国庫の状況（同）　九

〔公告〕

諸事項

裁判所
破産、免責関係　一〇
特殊法人等
西日本高速道路株式会社工事開始、特定計量器型式承認、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、公示送達関係　一三
会社その他
会社決算公告

△

○

○

官庁報告

官庁事項

内閣は、財政法第46条第２項の規定によって、平成25年度における予算使用の状況（平成25年度出納整理期間を含む。）を次のとおり報告する。

平成25年度予算使用の状況（平成25年度出納整理期間を含む。）（財務省調査）

1．一般会計

(1) 概要

平成25年度第４・四半期中（出納整理期間を含む。以下同じ。）における収納済歳入額は、39,307,057,594千円であって、これに対して当期中における支出済歳出額は、29,998,714,932千円であり、収納済歳入額が支出済歳出額を超過する額は、9,308,342,661千円である。

また、平成25年度における収納済歳入額は　106,044,663,640千円
である。これに対して同年度における支出済歳出額は　100,188,878,834千円
であって、差引き　5,855,784,805千円
の剰余を生ずる。

上記の剰余金5,855,784,805千円には、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第76号）附則第15条第２項の規定により控除する額　19,753,439千円
及び平成24年度までに発生した剰余金の使用残額　5,360,149千円
が含まれているので、差引き、平成25年度新規発生剰余金は　5,830,671,215千円
となる。

この新規発生剰余金から、平成26年度への繰越歳出予算財源として純剰余金の計算上控除する額　3,793,187,125千円
を控除した額　2,037,484,090千円
が繰越歳出予算財源控除後の平成25年度新規発生剰余金となる。

更に、この剰余金から地方交付税交付金等財源として純剰余金の計算上控除する額　588,133,203千円
を控除した額　1,449,350,886千円
が平成25年度における財政法（昭和22年法律第34号）第６条の純剰余金となる。

(2) 歳入

平成25年度第４・四半期中の収納済歳入額は、39,307,057,594千円であって、歳入予算額98,076,967,466千円に対して40.0％（前年同期64.0％）の収入割合となる。これを前年同期64,423,083,677千円に比べると25,116,026,082千円の減少となる。

これは、公債金において28,114,447,260千円の減少があったこと等のためである。

以下、その性質別内訳についてみると次のとおりである。

（単位千円　千円未満切捨）

区分	25年度第４・四半期	前年同期
租税及印紙収入	30,802,592,346	28,154,464,250
官業益金及官業収入	11,829,947	4,122,220
政府資産整理収入	96,852,385	86,221,081
雑収入	1,794,049,495	1,462,095,444
公債金	6,601,733,420	34,716,180,681
計	39,307,057,594	64,423,083,677